

○刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則  
昭和29年7月1日公安委員会規則第4号

改正

昭和29年10月公安委員会規則第9号  
昭和47年1月公安委員会規則第3号  
昭和54年3月公安委員会規則第6号  
平成6年10月公安委員会規則第10号  
平成6年12月公安委員会規則第15号  
平成14年9月公安委員会規則第12号  
令和6年2月5日公安委員会規則第2号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

- 第1条 青森県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。
- 2 青森県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず青森県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。
- 第2条 青森県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。
- (1) 青森県警察本部長の職にある者
  - (2) 青森県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
  - (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官
- 第3条 この規則を実施するため必要な事項は、青森県警察本部長が定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規則第12号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（令和6年2月5日公安委員会規則第2号）

この規則は、令和6年2月15日から施行する。